

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宝塚市長

## 公表日

令和7年7月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金第1号被保険者に係る資格の届出、保険料免除申請、年金給付にかかる申請受付等の事務を行う。
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表に主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市市民交流部窓口サービス課
②所属長の役職名	窓口サービス課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2066 宝塚市市民交流部窓口サービス課
9. 規則第9条第2項の適用	
	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b>		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b>		[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録における日本年金機構からの照会等には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、年金事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で確認を行った上で課長の最終確認を得ることとしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄 ・マイナンバー入りの書類を郵送する際は、送付先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどダブルチェックを行う。	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> <div style="text-align: center;">           [    十分に行っている    ]         </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ]全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">           [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]         </div> <div style="text-align: center;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業者に対する教育・啓発         </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> <div style="text-align: center;">           [    十分である    ]         </div>
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項として次の事項を遵守している。 ・マイナンバーを取得する際は、申請者からマイナンバーの取得の徹底や、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とする。 ・特定の個人情報の取扱いに関して、複数人で確認を行った上で課長の最終確認を行い日本年金機構へ書類を送付している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	窓口サービス課長 西面 幸之助	窓口サービス課長 松本 由美子	事後	
平成30年7月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	窓口サービス課長 松本 由美子	窓口サービス課長	事後	
平成30年7月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和2年6月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名	国民年金システム、団体内統合宛名システム	国民年金システム	事後	
令和2年6月25日	IVリスク対策 8. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	[○]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	事後	
令和3年9月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和3年9月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月15日	I 関連情報 3. 個人番号利用	別表第-31の項	別表46の項	事後	
令和7年1月15日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式による項目追加	事後	
令和7年1月15日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式による項目追加	事後	
令和7年6月6日	I 関連情報 3. 個人番号利用	番号法第9条第1項 別表46の項	番号法第9条第1項 別表46の項 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	